

互助会について

互助会の概要

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会は、地方自治の振興に協力するとともに、滋賀県内市町村等の職員の福祉の増進を図り、もって市町村行政の円滑、かつ、能率的な運営に寄与し、住民の福祉の向上に資することを目的としています。

会員

会員は、互助会を組織する市町村等の職員で次の者となります。

- 滋賀県市町村職員共済組合の組合員
※ 継続長期組合員は除く。
- そのほか、理事会で認められた者

会員資格

市町村等の職員となった日に会員の資格を取得し、次のいずれかに該当した日から会員の資格を喪失します。

- 共済組合の組合員でなくなったとき
- 互助会の組織団体でない共済組合の組織団体へ転出したとき（任意継続会員）

任意継続会員

互助会の組織団体でない共済組合の組織団体へ転出したため会員の資格を喪失した者が、資格を喪失した日から20日以内にもとの所属市町村等の承認を受けて引き続き会員となる旨を申請したときは、継続して会員になることができます。

掛金率

標準報酬月額 $\frac{3.6}{1000}$ （*令和4年3月31日までは $\frac{3.3}{1000}$ ）

※ 育児休業、介護休暇又は休職による休業期間中の掛金は、申出により免除されます。

負担金率

標準報酬月額の総額の $\frac{2.7}{1000}$

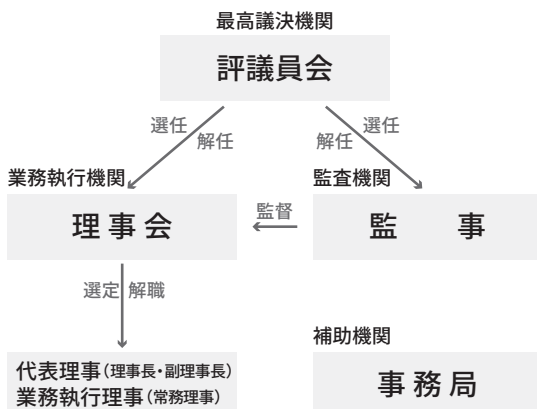
互助会を組織する市町等

栗東市／甲賀市／野洲市／湖南市／高島市／米原市／日野町／竜王町／愛荘町／豊郷町／甲良町／多賀町／滋賀県市町村職員退職手当組合／公立甲賀病院組合／彦根市犬上郡営林組合／大滝山林組合／滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合／中部清掃組合／甲賀広域行政組合／湖東広域衛生管理組合／愛知郡広域行政組合／彦根愛知犬上広域行政組合／滋賀県市町村職員研修センター／八日市布引ライフ組合／湖北地域消防組合／滋賀県後期高齢者医療広域連合／地方独立行政法人公立甲賀病院／滋賀県市町村職員共済組合／滋賀県町村会／滋賀県町村議会議長会／一般財団法人滋賀県市町村職員互助会

互助会の機関

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会は、その業務を運営するために、次のような三つの機関が設けられ、それぞれ役割を分担して業務が円滑、かつ、適正に行われるようになっています。

組織図



構成

組 織	定 数	任 期
評議員	20名以上34名以内	4年
理 事	4名以上7名以内	2年
監 事	2名以内	4年